

## 第4章 施策の展開

基本理念	基本方針	施策の方向性
<p>障害のある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。</p>	<p>基本方針1に関する施策</p> <p>～ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。～</p>	<p>(1) 相談支援・ネットワーク [より相談しやすい窓口の整備と相談機関相互のネットワーク化を進めます。]</p>
		<p>(2) 生活支援 [ライフステージごとに、必要な支援を受けられる体制を整備します。]</p>
	<p>基本方針2に関する施策</p> <p>～主体的にいいきと活動するための支援に取り組みます。～</p>	<p>(3) 教育・育成 [必要な時期に必要な療育を受けられるよう、早期発見・早期療育体制を整備します。]</p>
	<p>(1) 雇用・就業 [障害の特性に合わせた雇用の場の拡大や、適切な就労支援、障害者施設等への優先調達等を進めます。]</p>	
<p>(2) 余暇活動・生涯学習活動 [障害のある人もない人も共に楽しむ様々な余暇活動等の機会を拡大します。]</p>		

事業グループ	具体的な施策
① 相談支援体制の充実	1-(1)-1 相談機関相互の連携の推進
	1-(1)-2 地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実
	1-(1)-3 当事者等による身近な相談活動への支援
	1-(1)-4 民生委員・児童委員の相談活動の充実
① 福祉サービスの充実	1-(2)-1 レスパイトや短期入所等を行う事業所の誘致
	1-(2)-2 難病患者に対するサービス提供体制の確保に向けたニーズ把握
	1-(2)-3 高次脳機能障害者に対する支援策の検討・実施
	1-(2)-4 発達障害者（児）に対する支援策の検討・実施
	1-(2)-5 障害のある人の家族に対する支援
	1-(2)-6 地元の大学等、教育機関と連携した福祉人材の育成・確保
	1-(2)-7 専門的人材の育成
② サービスの質の確保・向上	1-(2)-8 民間事業所のサービス体制の向上に向けた支援
	1-(2)-9 サービス事業所に対する第三者評価
③ 障害者福祉基盤の整備	1-(2)-10 地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進
	1-(2)-11 障害のある人の高齢化による身体機能の低下への対応
	1-(2)-12 若年の身体障害者が利用できるサービス事業所の誘致
④ 地域における支援体制の整備	1-(2)-13 ほっとするまちネットワークシステムの充実
	1-(2)-14 地域で活動している組織や団体への支援の充実
	1-(2)-15 地域資源の活用
	1-(2)-16 ヘルプカードの活用
① 障害児の育ちを支える体制の整備	1-(3)-1 早期発見・早期療育体制の充実
	1-(3)-2 障害のある子どもを持つ保護者への支援
	1-(3)-3 要支援児童等への連携強化
	1-(3)-4 療育・教育相談事業の推進
	1-(3)-5 幼稚園・保育園の入園に対する支援
	1-(3)-6 ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談の実施
	1-(3)-7 中等度難聴児発達支援事業の実施
	1-(3)-8 こどもの発達センター・ひいらぎ事業の推進
② 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進	1-(3)-9 特別支援学級 <sup>(※)</sup> の整備
	1-(3)-10 特性に応じた教育課程と教育内容の充実
	1-(3)-11 子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制
	1-(3)-12 学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実
	1-(3)-13 介助員制度の実施
③ 放課後等の居場所の充実	1-(3)-14 障害児の放課後等の居場所の充実
① 適性や能力に応じた就労の場の確保	2-(1)-1 就労援助事業の実施
	2-(1)-2 就労機会の拡大
	2-(1)-3 市内事業所への広報・啓発及び情報提供の充実
	2-(1)-4 市における雇用拡大
	2-(1)-5 障害特性に合わせた雇用の場の拡大の検討
② 授産製品の販路拡大	2-(1)-6 授産製品の販路拡大
	2-(1)-7 障害者施設等への優先購入（調達）の推進
③ 就労訓練等の実施	2-(1)-8 就労訓練の実施
	2-(1)-9 就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所の誘致
	2-(1)-10 市内の就労系障害福祉サービス事業所での工賃水準の向上
① 余暇活動・生涯学習活動の充実	2-(2)-1 生涯学習の推進
	2-(2)-2 障害のある人のスポーツ機会の充実
	2-(2)-3 障害者スポーツ支援事業の実施
	2-(2)-4 図書館におけるハンディキャップ・サービスの充実

第4章 施策の展開

基本理念	基本方針	施策の方向性
<p>障害のある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。</p>	<p>基本方針2に関する施策</p>	<p>(2) 余暇活動・生涯学習活動</p>
	<p>基本方針3に関する施策</p> <p>～地域で安心して快適に、健康であると実感しながら暮らすことができるまちづくりを進めます。～</p>	<p>(1) 広報・啓発 [障害や障害のある人への理解を深めるための取組を進めます。]</p>
		<p>(2) 生活環境 [バリアフリー環境の整備を進めるとともに、グループホーム等の整備を進めます。]</p>
		<p>(3) 保健・医療 [障害のある人のニーズを踏まえ、保健・医療分野と福祉との連携を進めます。]</p>
<p>(4) 情報・コミュニケーション [必要な情報が確実に当事者に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を進めます。]</p>		

事業グループ	具体的な施策
① 余暇活動・生涯学習活動の充実	2-(2)-5 公民館における障害者学級の実施
	2-(2)-6 ゲストティーチャーや講師としての活用
① 障害や障害のある人への理解の推進	3-(1)-1 市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実
	3-(1)-2 障害についての理解を図る教育の推進
	3-(1)-3 障害者団体の交流機会の活用
	3-(1)-4 障害者総合支援センターと地域の交流促進
	3-(1)-5 公民館事業を活用した障害者との交流の推進
② 権利擁護体制の活用	3-(1)-6 障害者虐待防止センター機能の充実
	3-(1)-7 権利擁護センター・あんしん西東京との連携
	3-(1)-8 成年後見制度の適正な利用促進
	3-(1)-9 地域福祉権利擁護事業の普及と活用
③ ボランティア活動の推進	3-(1)-10 ボランティア活動の機会の活用
	3-(1)-11 障害のある人をサポートする仕組みの検討
	3-(1)-12 ボランティアの育成支援
① 地域における生活基盤の整備	3-(2)-1 グループホーム等の整備
	3-(2)-2 人にやさしいまちづくりの推進
② 人にやさしいまちづくりの推進	3-(2)-3 公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進
	3-(2)-4 歩行環境の整備
	3-(2)-5 障害者専用駐車スペースの確保
	3-(2)-6 学校施設のバリアフリー化の推進
	3-(2)-7 市民への正しい情報提供、意識啓発の推進
	3-(2)-8 助成制度の活用によるバリアフリーの誘導
	3-(2)-9 誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実に向けた検討
	3-(2)-10 移送サービスの推進
③ 外出の支援	3-(2)-11 自動車運転教習費用の補助・自動車改造費の助成
	3-(2)-12 自動車燃料費の助成・タクシー利用券の交付
	3-(2)-13 身体障害者補助犬法の周知
	3-(2)-14 安心安全いーなメール配信サービスの活用
	3-(2)-15 避難行動要支援者個別計画の作成
④ 緊急時対策、防災・防犯対策の充実	3-(2)-16 防災訓練の充実
	3-(2)-17 社会福祉施設等と地域の連携
	3-(2)-18 緊急時の医療等の体制の整備
	3-(2)-19 災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心の確保
	3-(2)-20 悪質商法などの被害の防止
	3-(3)-1 医療的なケアを行う事業所等の誘致
① 保健・医療体制の充実	3-(3)-2 かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及
	3-(3)-3 地域健康づくり・リハビリテーション等の展開
	3-(3)-4 在宅歯科診療の充実
	3-(3)-5 健康診査の情報提供
	3-(3)-6 精神保健・医療の充実
	3-(3)-7 医療費の助成
② 医療費の助成	3-(3)-7 医療費の助成
① 情報提供体制の充実	3-(4)-1 「障害者のしおり」の活用
	3-(4)-2 障害特性に配慮した情報提供
	3-(4)-3 ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上
② コミュニケーション体制の充実	3-(4)-4 市役所における窓口対応方法の検討
	3-(4)-5 市役所における手話通訳者の配置
	3-(4)-6 手話通訳者・要約筆記者の派遣
	3-(4)-7 身体障害者電話使用料等の助成
	3-(4)-8 郵便による不在者投票制度、代理投票制度、点字投票制度（投票における配慮）

# 1 基本方針1に関する施策

～ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。～

## (1) 相談支援・ネットワーク

### ① 相談支援体制の充実

施策名	内 容	担当課
1-(1)-1 相談機関相互の連携の推進	<p>障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の活動内容を充実させます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図り、困難事例等にも対応できるよう努めます。</p> <p>また、個人情報の取扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。</p>	障害福祉課 健康課 子育て支援課 児童青少年課 子ども家庭支援センター 協働コミュニティ課 教育指導課 教育支援課
1-(1)-2 地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実	<p>現在市内に設置されている地域活動支援センターである「地域活動支援センター・ハーモニー」、「保谷障害者福祉センター」、「地域活動支援センター・ブルーム」における相談の充実に努めるとともに、地域自立支援協議会相談支援部会を通じて、相談支援機関との連携を進め、一層の相談支援体制の充実を図ります。</p>	障害福祉課
1-(1)-3 当事者等による身近な相談活動への支援	<p>障害のある人やその家族が、当事者としての経験や知識を生かして相談を受ける、身近な相談活動への支援を行います。</p> <p>具体的には、障害のある人自身が相談相手となる身体障害者相談員・知的障害者相談員や、障害のある子どもを持つ保護者が相談相手となるペア・ピアカウンセリング等について、引き続き実施するとともに東京都のペアレントメンター養成事業を活用します。</p>	障害福祉課

施策名	内 容	担当課
1-(1)-4 民生委員・児童委員の相談活動の充実	生活困窮者、高齢者、障害者、児童、母子など援助を必要とする人の相談・指導・助言などを行っている民生委員・児童委員の相談活動に対して、必要な情報の提供を行うなどの支援に努め、相談活動の充実を図ります。	生活福祉課

## (2) 生活支援

### ① 福祉サービスの充実

施策名	内 容	担当課
1-(2)-1 レスパイトや短期入所等を行う事業所の誘致	レスパイトや緊急時対応が可能な事業所（短期入所等）の確保に向け、民間法人の誘致等を踏まえ、検討します。	障害福祉課
1-(2)-2 難病患者に対するサービス提供体制の確保に向けたニーズ把握	新たに福祉サービスの対象となった難病患者に対するサービス提供体制の確保のため、平成 29 年度に実施したアンケート調査においては、難病患者を対象としたアンケート調査も行い、福祉サービス等のニーズの把握に務めました。今後も同様に、難病患者も対象とし、調査の実施及びニーズの把握を行います。	障害福祉課
1-(2)-3 高次脳機能障害者に対する支援策の検討・実施	「北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会」の活動への参加・協力を通して、広域での支援体制整備については引き続き検討を進めます。	障害福祉課
1-(2)-4 発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施	現在、未就学の発達障害児については、平成 30 年度から分室「ひよっこ」を統合した「こどもの発達センター・ひいらぎ」において、生活指導や課題学習、療育等を実施しており、18 歳以上の発達障害者については、「相談支援センター・えぼっく」、「地域活動支援センター・ハーモニー」、「障害者就労支援センター・一歩」、障害福祉課、学校や教育委員会といった関係機関とも連携しながら支援を提供するとともに、ライフステージを通じて切れ目ない支援を提供できるよう、関係機関の連携のための体制整備と、そのための方策を進めます。	健康課 障害福祉課 保育課 教育支援課

## 第4章 施策の展開

施策名	内 容	担当課
1-(2)-5 障害のある人の 家族に対する支 援	障害のある人の家族の高齢化により発生するサービスのニーズを見据え、包括的相談支援体制の構築、アクセシビリティ向上の視点を取り入れた障害のある人の家族に対する支援を継続します。	障害福祉課
1-(2)-6 地元の大学等、 教育機関と連携 した福祉人材の 育成・確保	最新の知識や技術を身につけた学生の市内の福祉施設での実習受入や、市や市内で求める人材や技術についての意見交換など、地元の大学等と連携した福祉人材の育成・確保に努めます。	生活福祉課
1-(2)-7 専門的人材の育 成	福祉サービスを支える優秀な人材を育成するため、様々な養成の機会を活用し、情報提供に努めます。 なお、「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー」では、多目的室を設置し、講演会、研究会、学習会等を開催することにより、障害者福祉に必要な人材の育成・発掘や活用を図ります。	障害福祉課 生活福祉課

### ② サービスの質の確保・向上

施策名	内 容	担当課
1-(2)-8 民間事業所のサ ービス提供体制 の向上に向けた 支援	民間事業所のサービスの質の向上のため、事業所に対し第三者評価制度の受審や運営アドバイス機能の活用を促進します。また、事業所間で情報を共有し、より質の高いサービスを提供するための研修の場となるよう、事業所連絡会の開催等の支援に努めます。	障害福祉課
1-(2)-9 サービス事業所 に対する第三者 評価	利用者が質の高いサービスを選択するためには、サービスやサービス事業所に対して、第三者の目で一定の基準に基づいた評価を行うことが必要となります。 そこで、東京都と協力し、適切な第三者評価が実施できるよう、制度の周知等を行い、サービス事業所が第三者評価の制度を積極的に活用できるよう支援します。	障害福祉課

## ③ 障害者福祉基盤の整備

施策名	内 容	担当課
1-(2)-10 地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進	様々な障害者支援機関が、地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。	障害福祉課 子育て支援課 協働コミュニティ課 教育支援課
1-(2)-11 障害のある人の高齢化による身体機能の低下への対応	加齢によって生じるサービスのニーズに加え、障害者の高齢化、高齢者の障害化も踏まえ、将来的なサービスの利用見込み量を推計し、ハード面・ソフト面のサービス提供体制の確保に努めます。また、加齢による身体機能低下をゆるやかにするためのスポーツ機会の充実を図ります。	障害福祉課 高齢者支援課
1-(2)-12 若年の身体障害者が利用できるサービス事業所の誘致	若年の身体障害者や、介護保険の第2号被保険者のニーズの把握に努め、それぞれに合致したサービスを提供するため、高齢者支援課とも連携しながら、民間法人による自立訓練事業や就労継続支援事業所、就労移行支援事業所等の誘致等を検討します。	障害福祉課

## ④ 地域における支援体制の整備

施策名	内 容	担当課
1-(2)-13 ほっとするまちネットワークシステムの充実	市内4圏域すべてに1人ずつ配置している地域福祉コーディネーター <sup>(※)</sup> を調整役として、地域福祉を推進する「ほっとするまちネットワークシステム（ほっとネット）」を発展的に充実させ、地域の力で地域の課題を解決する仕組みづくりを目指します。	生活福祉課
1-(2)-14 地域で活動している組織や団体への支援の充実	協働のまちづくりをより一層推進するために、NPO等市民活動団体向けの講座の開催や、NPO市民フェスティバルや「ゆめこらぼ通信」、ゆめこらぼホームページなどの様々な手法を使ったNPO等市民活動団体の活動のPRを行い、地域活動やまちづくりを担うNPO等市民活動団体などが自立した活動を行えるよう支援・育成に取り組みます。	協働コミュニティ課

施策名	内 容	担当課
1-(2)-15 地域資源の活用	<p>障害のある人の地域生活における課題の把握に努め、地域資源を活用しながら、解決に向けた取組を推進します。また、障害者福祉施設のみならず、各種福祉施設、教育関係施設など幅広い公共施設の活用を視野に入れ、関係部局との連携・調整を図りながら、地域資源活用の拡大を図ります。</p> <p>更に、東京都が運営する福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」の広報活動に努め、地域の福祉人材の確保を図ります。</p>	障害福祉課
1-(2)-16 ヘルプカードの活用	<p>援助を必要とする人が携帯し、いざという時に必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードである「ヘルプカード」の配付を実施します。また、障害者サポーター養成講座の開催に加え、市内の団体、学校等への普及・啓発活動を進めるとともに、障害のある人をサポートする体制の検討を行います。</p>	障害福祉課

### (3) 教育・育成

#### ① 障害児の育ちを支える体制の整備

施策名	内 容	担当課
1-(3)-1 早期発見・早期療育体制の充実	<p>障害の発見からその後の支援機関へ継続してかわっていくため、障害福祉課と健康課（母子保健担当、「こどもの発達センター・ひいらぎ」）、保育園・幼稚園、教育支援課等関係機関の連携を、仕組みとして強化していきます。</p> <p>また、児童発達支援センター<sup>(※)</sup>機能の導入に向けた検討のほか、早期発見・早期療育の充実に努めます。</p>	健康課 障害福祉課 保育課 子育て支援課 教育支援課

施策名	内 容	担当課
1-(3)-2 障害のある子どもを持つ保護者への支援	<p>障害のある子どもを持つ保護者に向けた障害理解の推進や、メンタルケアなどの家族支援を行います。また、保護者から受けた相談については、課題に応じて適切な専門機関等へつなぐとともに、関係機関が理解を深めるための研修も行います。</p> <p>このほか、「こどもの発達センター・ひいらぎ」に通所する人を対象とした、ペアレントトレーニングの講座の開催や、ペア・ピアカウンセリング、ペアレントメンター等の取組を引き続き行います。</p>	障害福祉課 健康課 教育支援課
1-(3)-3 要支援児童等への連携強化	<p>障害のある、なしに関わらず療育上の支援が必要な児童に対し、関係機関（部署）が連携し、早期の相談や適切なサービスが提供できるよう、連携強化に取り組みます。</p>	子ども家庭支援センター 健康課 保育課
1-(3)-4 療育・教育相談事業の推進	<p>「こどもの発達センター・ひいらぎ」では、成長や発達に課題のある就学前の子どもについて、通所や外来による療育のほか、電話・来所・巡回等、多様な形態での相談を行うとともに、複数の発達支援コーディネーターを配置しています。</p> <p>「教育相談センター」では、幼児から高校生年齢までの子どもについて、引き続き子どもや保護者のカウンセリングを行っていきます。</p>	健康課 教育支援課
1-(3)-5 幼稚園・保育園の入園に対する支援	<p>「こどもの発達センター・ひいらぎ」を利用する児童の保護者に対し、個別面談等の機会に幼稚園、保育園入園に関する相談や情報提供を行っています。また、「ひいらぎ」では独自の支援として、幼稚園、保育園への訪問を積極的に行い、施設での療育指導等にも努めています。</p>	健康課
1-(3)-6 ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談の実施	<p>ことばの発達やことばの発音の不明瞭さに心配がある子ども・保護者に対して、言語訓練・言語相談を行います。</p>	教育支援課 健康課

## 第4章 施策の展開

施策名	内 容	担当課
1-(3)-7 中等度難聴児発達支援事業の実施	身体障害者手帳 <sup>(※)</sup> の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、中等度難聴児発達支援事業を引き続き実施していきます。	障害福祉課
1-(3)-8 こどもの発達センター・ひいらぎ事業の推進	「こどもの発達センター・ひいらぎ」では、児童福祉法に基づく児童発達支援事業のほか、独自の療育事業や外来療育等を実施しています（1-(3)-4 再掲）。また、医療的にケアが必要な児童の療育を実施しています。	健康課

### ② 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

施策名	内 容	担当課
1-(3)-9 特別支援学級の整備	これまで、障害のある児童・生徒数の増加に伴い、通級指導学級 <sup>(※)</sup> と特別支援学級の新たな開設を行ってきました。対象となる児童・生徒数の状況を踏まえ、特性に応じた教育を実現する特別支援学級のあり方について整理し、市内でのバランスなどを総合的に配慮しつつ、学級開設整備の検討を行った結果、ひばりが丘中学校の新校舎に特別支援学級を新設する予定です。また、関係各課と連携し、子どもの人数や実態に応じた教育内容を支える施設・設備の充実を図ります。	教育企画課 学校運営課 教育指導課 教育支援課
1-(3)-10 特性に応じた教育課程と教育内容の充実	特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級における指導内容の充実に資する指導・助言及び教員研修を実施します。	教育指導課 教育支援課

施策名	内 容	担当課
1-(3)-11 子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制	<p>心身の発達や親子関係の悩みなどの相談に対し、臨床心理士などにより、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピーなどの心理的援助を行い、子どもの健やかな成長を支援します。</p> <p>また、市立小中学校においても、教育支援コーディネーター研修の実施や、専門家派遣等を通じて教育相談体制の充実を図ります。</p> <p>就学相談においては、子ども一人ひとりの教育的ニーズをとらえ、適切な就学先や教育支援について、子どもや保護者との丁寧な相談を進めます。</p> <p>更に、障害福祉課との連携により、学齢期から成人にいたるまでの継続した支援体制を整えていきます。</p>	教育支援課
1-(3)-12 学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実	<p>すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえよう周知していきます。就学相談説明会や特別支援学級等の見学会も開催し、保護者の進路選択に生かす取組を行います。また、教育支援ツールに組み込むことにより、小学校入学後の教育支援や学校と家庭の連携等に役立っています。関係各課との連携強化・情報共有を行い、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。更に、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。</p>	教育支援課 健康課 子育て支援課 保育課 児童青少年課
1-(3)-13 介助員制度の実施	<p>通常の学級に在籍する障害のある児童に関して、移動などの際の安全を確保し、学校生活の安定や保護者による介助負担の軽減を図るため、介助員を配置する制度を引き続き実施します。</p>	教育企画課

③ 放課後等の居場所の充実

施策名	内 容	担当課
1-(3)-14 障害児の放課後等の居場所の充実	事業所を運営する民間法人の誘致、既存事業所のサービス水準の向上に向け、情報提供等の支援を行います。また、指定相談支援業務や、医療的ケア児の受入等、療育を必要とする児童に対する幅広い支援の充実を目指します。	障害福祉課

## 2 基本方針2に関する施策

～主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます。～

### (1) 雇用・就業

① 適性や能力に応じた就労の場の確保

施策名	内 容	担当課
2-(1)-1 就労援助事業の実施	<p>「障害者就労支援センター・一步」において、職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援等とともに、日常生活及び社会生活上必要な生活支援を行います。</p> <p>また、障害福祉サービス事業所を対象とした事業所連絡会の開催や、地域の関係機関との連携を推進し、地域全体での就労支援ネットワーク構築を目指します。</p> <p>今後も事業所連絡会の実施等により、各事業所の現状把握に努めた上で、地域全体での支援体制や連携体制の在り方の検討を継続します。また、引き続き、事業所の誘致に取り組みます。</p>	障害福祉課
2-(1)-2 就労機会の拡大	<p>特別支援学校や公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、障害のある人が身近な地域において安心して働きつづけられるよう、障害者雇用にも努めるほか、地元企業、社会福祉法人、NPO法人、民間団体等の協力を得ながら雇用の促進を図ります。</p>	障害福祉課

施策名	内 容	担当課
2-(1)-3 市内事業所への 広報・啓発及び 情報提供の充実	障害者雇用にかかわる市内事業所に対して、トライアル雇用や職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用、各種助成金など、各種就業支援策についての案内を、公共職業安定所や就労支援センターと連携しながら適切に行っていきます。	障害福祉課
2-(1)-4 市における雇用 拡大	市は雇用者として障害者雇用を進める立場でもあることから、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率のさらなる向上を目指します。	職員課
2-(1)-5 障害特性に合わ せた雇用の場の 拡大の検討	障害の特性に合わせた多様な雇用パターンの拡大に向け、市内の障害者雇用企業・事業所の調査を行います。 また、職場開拓等により、障害の特性に合わせて生涯にわたって職業にチャレンジできる環境づくりを進めます。	障害福祉課

## ② 授産製品の販路拡大

施策名	内 容	担当課
2-(1)-6 授産製品の販路 拡大	障害福祉サービス事業所等で製作された製品の展示・販売を促進するため、地域のイベントへの参画機会の拡大、充実を図ります。また、販路拡大に有効な方策について、関係各所と情報交換、連携するなど検討を進めます。	障害福祉課
2-(1)-7 障害者施設等へ の優先購入（調 達）の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。	障害福祉課 契約課

## ③ 就労訓練等の実施

施策名	内 容	担当課
2-(1)-8 就労訓練の実施	市では、就労訓練の一環として市役所内を訓練やインターンシップの場として提供しています。今後も引き続き受入部署、受入人数等の拡大に努めていきます。	障害福祉課 職員課

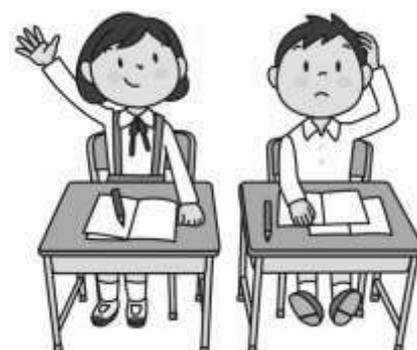
施策名	内 容	担当課
2-(1)-9 就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所の誘致	現在、市内には就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所が不足しているため、事業所の新規参入、既存の事業所の状況把握を行うとともに、情報提供等の支援を積極的に行い民間法人の誘致を進めます。	障害福祉課
2-(1)-10 市内の就労系障害福祉サービス事業所での工賃水準の向上	市内にある就労継続支援B型事業所等の就労系障害福祉サービス事業所における工賃の向上を図るため、事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進に向けた支援を行います。	障害福祉課

## (2) 余暇活動・生涯学習活動

### ① 余暇活動・生涯学習活動の充実

施策名	内 容	担当課
2-(2)-1 生涯学習の推進	<p>障害のある、なしに関わらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を「生涯学習推進指針」に基づき推進します。</p> <p>老人福祉センターと福社会館で実施している各種講座やサークル活動の参加を通じて、地域で生きがいづくりや健康づくりができるような生きがい推進事業を引き続き実施していきます。</p> <p>公民館・図書館では、年間を通じて様々なテーマを扱った講座や講演会を主催しており、今後も継続的に開催していきます。また、各公民館では「公民館登録団体一覧」を作成し、各種サークルや団体のご案内も行っていきます。</p>	社会教育課 高齢者支援課 公民館 図書館 関係各課
2-(2)-2 障害のある人のスポーツ機会の充実	<p>障害のある人のスポーツ機会の充実を図るため、公共スポーツ施設や総合型地域スポーツクラブにおける障害者スポーツの取組を推進するとともに、スポーツボランティアや障害者スポーツを支える人材の発掘・育成などに取り組んでいきます。</p>	スポーツ振興課

施策名	内 容	担当課
2-(2)-3 障害者スポーツ 支援事業の実施	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成に努めるとともに、障害者スポーツ支援事業の内容の充実を図ります。また、オリンピック・パラリンピック開催後も、継続した取組が進められるよう、障害のある人のスポーツの機会の充実に向けた検討を図っていきます。	障害福祉課
2-(2)-4 図書館における ハンディキャッ プ・サービスの 充実	引き続き市報等の「声の広報」の提供、音訳・点訳資料の作成・貸出とそれに伴う機器の貸出、大活字本やLLブック <sup>(※)</sup> の貸出、対面朗読を実施するとともに、宅配協力員による宅配サービスの拡充と、マルチメディアデジターの提供に取り組んでいきます。	図書館
2-(2)-5 公民館における 障害者学級の実 施	障害のある人が地域社会を構成する一員としての自覚を培うことを目的とし、数々の体験活動を行います。地域住民との交流、連携を図る知的障害者を対象とした障害者学級（くるみ学級、あめんぼ青年教室）を実施します。すべての人が地域で学び合うことの大切さを実感し、より豊かな生活が送れるように学習機会を提供します。	公民館
2-(2)-6 ゲストティーチ ャーや講師とし ての活用	ボランティア養成の各種研修や、学校における福祉教育などにおいて、障害のある人が講師となって体験談などを自ら語り、伝えていける機会を増やします。また、文化・スポーツ活動など、専門的な知識・技能を活かし、各種講座等で講師として活躍できるよう、情報提供等を行います。	障害福祉課 社会教育課



## コラム

### パラスポーツ（障害者スポーツ）を体験しよう！

西東京市では、様々なパラスポーツを体験する機会を設けています。

特に、平成 29（2017）年から平成 32（2020）年までの4年間は、「J S Nオランダ連携プロジェクト」の実施により、海外のトップパラアスリートが西東京市を訪れ、パラスポーツの紹介や、自身の体験を語る機会を市民のみなさまにお伝えする機会があります。

パラスポーツに関するこれまでの取組の一部を、以下にご紹介します。

#### J S Nオランダ連携プロジェクト「GAME CHANGER -パラスポーツで社会を変える-

平成 29（2017）年から平成 32（2020）年までの4年間、西東京市のほか、足立区、江戸川区の3自治体が、共生社会の先進国であるオランダのオリンピック委員会・スポーツ連合と連携し、パラスポーツ（障害者スポーツ）の力を活用し、共生社会の実現を目指す国際プロジェクトです。



#### 「西東京市民まつり」での体験会

毎年 11 月に開催される市民まつりでは、ボッチャや卓球などの体験会を行っています。平成 29 年には、北京・リオパラリンピック卓球金メダリストのケリー・ファン・ゾン選手が来日しました。

#### パラスポ☆チャレンジ（パラリンピック競技体験事業）（平成 29 年 12 月）

ウィルチェアーラグビーの現役選手を招き、デモンストレーションの観戦や体験会を行ったほか、ボッチャ、フライングディスク体験を行いました。子どもから大人まで約 80 名にお越しいただきました。



#### コーフボール体験授業（平成 30 年 6 月）

オランダのスポーツ指導者等を招き、都立田無特別支援学校にて、オランダ発祥のスポーツである「コーフボール」の体験授業を行いました。スポーツを楽しむことに加え、上達するための工夫や指導者としての役割を学ぶ機会となりました。

### 3 基本方針3に関する施策

～地域で安心して快適に、健康であると実感しながら暮らすことができるまちづくりを進めます。～

#### (1) 広報・啓発

##### ① 障害や障害のある人への理解の推進

施策名	内 容	担当課
3-(1)-1 市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実	市報や市ホームページ、市民まつり等の各種行事を活用した継続的な広報・啓発活動を進めるほか、障害者週間（12月3日～9日）や「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー」を活用して行う、講演会や授産製品の販売会等を通して、市民の理解の促進を図っていきます。	障害福祉課
3-(1)-2 障害についての理解を図る教育の推進	障害や障害のある人への理解の推進のためには、子どものころから障害や障害のある人について理解を深め、正しい知識をもつことが大切です。 今後も引き続き、市立学校において、「総合的な学習の時間」等を活用することにより、福祉に関する課題を設定し、障害についての理解促進を図っていきます。その際、市内の関係機関等と連携して指導内容の充実を図っていきます。	教育指導課
3-(1)-3 障害者団体の交流機会の活用	障害者団体が相互に交流する機会の充実を図り、それぞれの障害について理解を深めるとともに、様々な障害を越えた相互のつながりの強化に努めます。	障害福祉課
3-(1)-4 障害者総合支援センターと地域の交流促進	障害のある人の地域生活支援の拠点である「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー」において、利用者と地域住民の交流が活発になり、地域における日常的なかかわりあいの中で暮らしていくことができるよう、各種交流事業への支援に努めます。	障害福祉課

## 第4章 施策の展開

施策名	内 容	担当課
3-(1)-5 公民館事業を活用した障害者との交流の推進	<p>柳沢公民館や田無公民館で実施している知的障害者を対象とした障害者学級（くるみ学級、あめんぼ青年教室）を通して、障害のある人と市民との相互交流を深めます。</p> <p>また、障害の有無に関わらず、共に学ぶ事業を開催し、市民の障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、交流を推進していきます。</p>	公民館

### ② 権利擁護体制の活用

施策名	内 容	担当課
3-(1)-6 障害者虐待防止センター機能の充実	<p>平成 24 年 10 月に施行された障害者虐待防止法により、区市町村は、障害者虐待防止センターとしての機能を果たすこととされており、養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による障害者虐待の通報・届出の受理等の業務を行うこととなりました。本市も障害者虐待防止センターの窓口を設置し、虐待の通報・届出に対する迅速・適切な対応や虐待の未然の防止に努めるとともに、虐待防止に関する普及・啓発を継続していきます。</p>	障害福祉課
3-(1)-7 権利擁護センター・あんしん西東京との連携	<p>成年後見制度の利用が必要な場合等、権利擁護に関する支援が必要な事例については、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」と連携し、相談にあたります。</p>	障害福祉課 生活福祉課
3-(1)-8 成年後見制度の適正な利用促進	<p>知的障害者又は精神障害者等による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」と連携しながら、後見人の人材の育成及び活用を図るための研修を行います。</p> <p>加えて、制度のより一層の活用支援に向け、制度や相談機関（あんしん西東京）の周知活動等に引き続き取り組み、担い手の育成を進めます。</p>	障害福祉課 生活福祉課

施策名	内 容	担当課
3-(1)-9 地域福祉権利擁護事業の普及と活用	西東京市社会福祉協議会では、在宅生活をされている認知症の高齢者や知的障害・精神障害のある人などが適正なサービスを利用できるよう、各種サービスを利用する際の相談、助言、利用手続きなどの利用支援を行ったり、それに付随する公共料金や保険料の支払い、預貯金の出し入れなどの金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業を行っています。今後も同事業の普及と活用の支援に努めます。	生活福祉課

## コラム

### 西東京市権利擁護センター・あんしん西東京

権利擁護センターは、地域のみなさまに安心して生活して暮らしていただくために、権利擁護分野において、みなさまの生活やご意向に応じたご支援を行う機関です。

西東京市の権利擁護センター「あんしん西東京」は、西東京市社会福祉協議会が運営しており、以下の事業を行っています。

- ◆成年後見制度に関する事業（申し立ての支援や相談対応、社会貢献型後見人の養成）
- ◆日常生活時自立支援事業（障害福祉サービス等を適切に選択・利用することのお手伝いや、日常的な金銭の管理等の生活支援）
- ◆障害福祉サービス等の利用に関する苦情受付

③ ボランティア活動の推進

施策名	内 容	担当課
3-(1)-10 ボランティア活動の機会の活用	障害のある人の地域での自立生活を支援するには、「ちょっとした手助け」をはじめとする市民のボランティア活動が大切な役割を担っています。今後も、社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティアを幅広く受け入れながら、ボランティア活動を支援する体制をつくりまします。	生活福祉課
3-(1)-11 障害のある人をサポートする仕組みの検討	障害のある人等の「ちょっとした手助けが必要な人」が周囲に支援を求めるための手段である「ヘルプカード」の配付とともに、「ちょっと手助けしたい人」が障害のある人をサポートするための「サポーター養成講座」の中級編の試行実施後の検討等を踏まえ、中級編の本格実施をはじめ、普及に向けた取組を通して、障害や障害のある人に対する理解を促進し、地域における支援の輪を広げまします。	障害福祉課
3-(1)-12 ボランティアの育成支援	障害のある人を支援するボランティア活動については、その内容によって十分な教育・訓練等が必要になる場合もあることから、社会福祉協議会と連携しながら、活動内容についての研修会や体験講習会を開催するなど、十分な知識を備えたボランティアの育成を支援まします。	生活福祉課

(2) 生活環境

① 地域における生活基盤の整備

施策名	内 容	担当課
3-(2)-1 グループホーム等の整備	<p>何らかの支援を必要とする障害者が少人数で居住する形態であるグループホーム等は、障害のある人の地域生活支援の社会資源として重要であり、民間法人による新規参入を誘致するため、情報提供等の支援を積極的に行ってまいります。</p> <p>なお、精神障害者のグループホームについては、通過型だけでなく滞在型の充実についても検討まします。</p>	障害福祉課

## ② 人にやさしいまちづくりの推進

施策名	内 容	担当課
3-(2)-2 人にやさしいまちづくりの推進	「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、「人にやさしいまちづくり推進計画」によるまちづくりを進めます。	関係各課
3-(2)-3 公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	公共施設等の整備にあたっては、「人にやさしいまちづくり条例」や「人にやさしいまちづくり推進計画」、また「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づいてバリアフリー化を進めるとともに、計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、当事者及び関係者と事前協議・意見調整を十分に行うことによって、実際に利用者が利用しやすい施設となるよう整備を進めます。	関係各課
3-(2)-4 歩行環境の整備	歩道の段差解消や歩車道の分離を進め、障害のある人や高齢者、妊産婦などすべての市民が安全に通行できる歩行者環境の整備を進めます。視覚障害者誘導用の点字ブロックについても、利用状況・利用意向を把握しながら、計画的な整備に努めます。	道路建設課 道路管理課
3-(2)-5 障害者専用駐車スペースの確保	公共施設等の駐車場においては、できる限り玄関付近に障害者専用あるいは優先で使用できる駐車スペースを確保するように努めます。また、多くの市民が利用する公共的建築物についても、障害者専用駐車スペースを確保するよう助言等を行っていきます。	関係各課
3-(2)-6 学校施設のバリアフリー化の推進	各学校の実情に配慮しながら、段差解消に努めるとともに、手すり、だれでもトイレなどの整備の拡充を図ります。 中原小学校建替工事では、だれでもトイレ、身体障害者用駐車場、スロープ等の設置を進めています。 その他、3校で、だれでもトイレ等の設置を進めています。	学校運営課

第4章 施策の展開

施策名	内 容	担当課
3-(2)-7 市民への正しい 情報提供、意識 啓発の推進	市内各5駅において、放置自転車整理指導員を配し違法駐車を含め点字ブロックの上に置いた自転車利用者に対しても注意を促します。また、市営駐車場においては誘導員を配置し、障害のない利用者が障害者専用駐車スペースに駐車しないよう誘導します。	道路管理課 障害福祉課
3-(2)-8 助成制度の活用 によるバリアフ リーの誘導	一定の要件を満たす小規模な店舗等におけるバリアフリー改修工事について、その費用の一部を助成することにより、バリアフリー化を支援します。	都市計画課



## ③ 外出の支援

施策名	内 容	担当課
3-(2)-9 誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実に向けた検討	公共交通機関、民間タクシー、福祉有償運送を含め、障害者や高齢者など、誰もが便利に移動でき、安全・安心して利用できる交通体系の整備・充実を総合的に検討します。	都市計画課 関係各課
3-(2)-10 移送サービスの推進	障害のある人の社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、NPO法人等、民間移送業者による移送サービスを実施しています。今後も、サービスの利用状況・利用者ニーズ等を把握しながら、より利用ニーズに対応したサービスの提供を図っていきます。	障害福祉課
3-(2)-11 自動車運転教習費用の補助・自動車改造費の助成	一般の交通機関の利用が困難な身体障害者に対して、運転免許を取得するための費用の一部を助成します。 また、就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある身体障害者に対して、操向装置及び駆動装置の改造に要する費用を一部補助します。	障害福祉課
3-(2)-12 自動車燃料費の助成・タクシー利用券の交付	在宅心身障害者又はその家族が所有・運転する自動車等の燃料費の一部助成又はタクシー利用券の交付（申請者が選択）を行います。	障害福祉課
3-(2)-13 身体障害者補助犬法の周知	身体障害者補助犬法に基づき、公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。	障害福祉課



④ 緊急時対策、防災・防犯対策の充実

施策名	内 容	担当課
3-(2)-14 安心安全いーな メール配信サー ビスの活用	利用登録をした人に、市内の防災・防犯に関する情報を携帯電話やパソコンにメールで配信する、「安心安全いーなメール配信サービス」を行います。	危機管理室
3-(2)-15 避難行動要支援 者個別計画の作 成・災害時要援 護者登録制度 (※)の推進	市では、避難行動要支援者を対象とした避難行動要支援者個別計画や、災害時要援護者登録制度の推進をしており、そのために、防災知識等の啓発に努める必要があります。今後も引き続き、地域の実情を勘案しつつ、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策の検討を行います。	危機管理室 障害福祉課 高齢者支援課
3-(2)-16 防災訓練の充実	総合防災訓練等の実施にあたっては、訓練項目の中に要配慮者に対する震災対策訓練を取り入れるなど、防災行動力の向上に努めていきます。	危機管理室 障害福祉課
3-(2)-17 社会福祉施設等 と地域の連携	施設入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく周辺地域の協力が不可欠です。このため、施設と周辺地域の事業所、自治会及び防災市民組織等で災害時応援協定の締結に向けた促進を図り、共助のまちづくりに向けて相互協力体制の構築に努めていきます。	危機管理室 障害福祉課
3-(2)-18 緊急時の医療等 の体制の整備	<p>緊急時の透析患者・在宅難病者等専門医療を必要とする患者への対応として、東京都や多摩小平保健所等の関係機関及び近隣県との連携により、医療体制の整備等を多角的に研究・検討します。</p> <p>また、要配慮者が避難所等で生活していくために必要な福祉機器を確保するため、福祉機器の調達先及び輸送体制等について検討します。</p>	危機管理室 健康課 障害福祉課
3-(2)-19 災害発生時の避 難経路や避難先 での安全・安心 の確保	<p>災害発生時の避難経路の安全性を確保するとともに、移動困難者の移動手段の確保に努めます。</p> <p>また、避難先でのバリアフリー化の確認・整備を行うとともに、障害特性等に配慮し、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難施設の充実を検討します。</p>	危機管理室 道路管理課 健康課 障害福祉課

施策名	内 容	担当課
3-(2)-20 悪質商法などの被害の防止	<p>高齢者や障害のある方をはじめ、市民が悪質な事業者の勧誘などによる消費者被害にあわないよう、西東京市での相談事例を市報の「消費生活 Q &amp; A」や「消費生活相談事例集」で紹介することや、コミュニティバス（はなバス）の車内に注意喚起を掲示するなど、注意喚起・啓発に努めています。</p> <p>今後においても、消費生活相談員による出前講座のPRの充実など、様々な方法を用いて注意喚起・啓発を行うことで、多様な層の市民に情報が届くよう取り組んでいきます。また、障害のある方が相談しやすい環境づくりに努めます。</p>	協働コミュニティ課

### (3) 保健・医療

#### ① 保健・医療体制の充実

施策名	内 容	担当課
3-(3)-1 医療的なケアを行う事業所等の誘致	<p>医療的ケアについては、現在、市内の日中活動場所では実施している事業所が1箇所あります。加えて、泉小学校跡地を活用した障害者福祉施設整備事業において選定した事業者の提案を踏まえ、医療的ケア児を必要とする方を対象とした障害福祉サービス（重症心身障害者通所事業、放課後等デイサービス）の実施に向けた調整を行っていきます。</p> <p>今後も医療的ケアを実施する事業者への情報提供を積極的に行うなど、誘致に努めます。また、医療的ケアを行う事業所等が整備された場合には、医療・福祉等の連携を密にし、一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな支援ができるよう努めます。</p>	障害福祉課 健康課
3-(3)-2 かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及	<p>誰もが適切な治療が受けられるよう、日ごろから安心して相談できる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及を図っていきます。</p>	健康課

第4章 施策の展開

施策名	内 容	担当課
3-(3)-3 地域健康づくり・リハビリテーション等の展開	<p>障害のある人等が、住み慣れた場所で安全にいきいきとした生活が送れるよう、保健・福祉・医療分野、地域住民、NPO法人、ボランティアを含めた地域社会のあらゆる資源を活用して行う地域での健康づくり・リハビリテーション等の支援体制の充実を図ります。</p> <p>今後は、特に地域健康づくり・リハビリテーション等の展開のあり方について検討を進めていきます。</p>	障害福祉課 健康課 高齢者支援課
3-(3)-4 在宅歯科診療の充実	<p>西東京市歯科医師会と連携しながら、通院が困難な人への在宅歯科診療の周知に努めていきます。</p>	健康課
3-(3)-5 健康診査の情報提供	<p>健康診査の受診方法などの情報提供に努めます。</p>	健康課
3-(3)-6 精神保健・医療の充実	<p>精神面の課題を持つ場合、本人が受診行動を起こせない場合もあるため、医療機関、保健所、障害福祉課、健康課や多摩総合精神保健福祉センター等と連携を図り、医療や支援を受けられるよう、支援体制の整備を進めていきます。また、メンタルケア会議等のネットワークを有効に活用し、連携体制を構築します。</p>	健康課 障害福祉課



## ② 医療費の助成

施策名	内 容	担当課
3-(3)-7 医療費の助成	<p>障害のある人に対する医療費の助成として、「心身障害者医療費助成制度」、「自立支援医療費制度（精神通院医療、更生医療及び育成医療）」、「難病医療費等助成制度」を実施しています。</p> <p>その他、「小児精神病入院医療費助成制度」、「小児慢性疾患の医療費助成制度」、「ひとり親家庭等医療費助成制度」、「B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度」、「後期高齢者医療制度（障害認定）」等を実施しており、必要に応じて連携しています（各種制度の対象者や助成額・自己負担金等は、障害・疾病等の種別・等級、年齢や所得によって異なります）。</p>	障害福祉課 健康課 子育て支援課 保険年金課

## (4) 情報・コミュニケーション

## ① 情報提供体制の充実

施策名	内 容	担当課
3-(4)-1 「障害者のしおり」の活用	<p>障害者福祉に関する各種施策を総合的にまとめている「障害者のしおり」の内容を充実し、誰もが分かりやすい、手に取りやすい冊子を作成します。また、高齢福祉分野の事業所及び介護保険移行者へも情報提供するなど、必要な情報がその情報を必要としている人たちにわかりやすく的確に伝わるように努めます。</p>	障害福祉課
3-(4)-2 障害特性に配慮した情報提供	<p>引き続き、市が提供する各種情報や個人宛の配付物等については、音声サービス・朗読サービス、点字や音声読み上げコードの活用、わかりやすい言葉づかいや図・絵等の活用など、障害特性に合わせた配慮を行っていきます。</p>	障害福祉課 図書館 関係各課
3-(4)-3 ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上	<p>総務省が作成した「みんなの公共サイト運用モデル」に基づき、西東京市のホームページにおいても、誰もがより快適にホームページの閲覧を行えるよう、ユーザビリティやアクセシビリティに配慮してホームページの運営を行っていきます。</p>	秘書広報課

② コミュニケーション体制の充実

施策名	内 容	担当課
<p>3-(4)-4 市役所における 窓口対応方法の 検討</p>	<p>市役所の窓口対応については、引き続き、市職員に対して障害や障害のある人に対する理解の促進に努めるとともに、利用者の要望等を把握しながら、ローカウンターの設置、手話や筆談・コミュニケーションボードの配備、機器による対応等、障害特性に配慮したより利用しやすい対応に努めます。</p> <p>また、筆談器等での意思疎通が困難な聴覚障害者に対し、手話通訳のできる市職員が通訳を行う「手話通訳サポーター事業」を平成30年度より開始したところであり、本事業の活用も含め、円滑な窓口対応を図ります。</p>	<p>関係各課</p>
<p>3-(4)-5 市役所における 手話通訳者の配 置</p>	<p>市役所において、行政手続きや各種相談についての通訳ができるよう、平成26年度より、月2回、手話通訳者を配置しています。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>3-(4)-6 手話通訳者・要 約筆記者の派遣</p>	<p>派遣利用登録をした市内在住の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者に対し、手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、意思の疎通の円滑化を図ります。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>3-(4)-7 身体障害者電話 使用料等の助成</p>	<p>18歳以上で下肢・体幹及び内部障害にかかる身体障害の等級が1・2級の人及び視覚障害者でファックスを設置している人に回線使用料・ダイヤル通話料等を助成します（固定電話加入者の減少、携帯電話・インターネット環境の普及を考慮し、新規申請の受付は平成29年度末で終了しました）。</p>	<p>障害福祉課</p>

施策名	内 容	担当課
3-(4)-8 郵便による不在者投票制度、代理投票制度、点字投票制度（投票における配慮）	<p>身体に重度の障害のある選挙人の方は、申請により選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けることによって、自宅等において郵便による不在者投票ができます。また、身体の不自由な方等は、投票所で申し出ることにより、代理投票や点字投票ができます。</p> <p>障害の有無に関わらず投票しやすい環境の整備と法改正の情報収集及び改正があった場合の迅速な対応を図ります。</p>	選挙管理委員会

## コラム

### 障害者サポーターがいるお店

西東京市では、地域の支援体制を更に充実させるため、市内のコンビニエンスストア等の店舗に対し、障害福祉課が主催する「障害者サポーター養成講座」の受講をお願いしてきました。

このステッカーが貼られているお店は、「障害者サポーター養成講座」を受講された方など、障害者施策に理解のある方がいるお店です。



困ったことがあったときは、お店にいる障害者サポーターがちょっとした手助けをしてくれます。今後は、より多くの店舗や事業所、医療機関等に、ご協力をお願いしていきます。

コラム

### 西東京市登録手話通訳者への道

手話通訳に関する資格には、厚生労働大臣認定の手話通訳士資格と、手話通訳者全国統一試験に合格した人を自治体が認定する地域登録手話通訳者資格があります。西東京市においても、地域登録手話通訳者である「西東京市登録手話通訳者」を認定しています。

「西東京市登録手話通訳者」の資格取得や手話スキルアップのため、西東京市では手話講習会を行っています。講習会には初級、中級、上級、通訳養成クラス、試験対策講座の5段階があります。

その後、地域登録試験に合格すると、西東京市登録手話通訳者として活躍することができます。

このほか、手話に興味がある人や、手話を学びたい人を対象とし、「ミニ手話講座」も開催しています。



各クラスの到達目標

